

試行の情報

キャプテンのみが主審に話しかける(アプローチする)ことが可能

背景

第5条－主審の「2. 主審の決定」は次のように述べている。

決定は、主審が競技規則および「サッカー競技の精神」に従って、その能力の最大を尽くして下し、適切な処置をとるために競技規則の枠組の範囲で与えられた裁量権を有する主審の見解に基づくものである。プレーに関する事実についての主審の決定は、得点となったかどうか、または試合結果を含め最終である。主審およびその他すべての審判員の決定は、常にリスペクトされなければならない。

第5条の根底にある期待にもかかわらず、主審やその他の審判員による決定が、言葉や行動による異議にたびたびさらされており、場合によっては、競技者に走り寄られる、取り囲まれる、そのうえ威嚇されることもある。このような行為は、主審への敬意の欠如の現れであり、競技のイメージを損ない、審判員にとって脅威で動揺させかねないもので、審判員が辞める際によく挙げられる理由である。そうした行為を減らし、審判員を守るための行動が必要である。

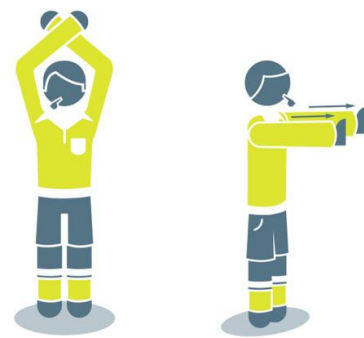
主審と競技者間のコミュニケーションは重要であるが、競技者が言葉によるコミュニケーションで許容できるレベルを超えた場合、主審は反則を行った競技者を警告(イエローカード)する、または退場(レッドカード)を命じる権限をすでに持っている。

以下に示される実施手順は、審判員と競技のイメージを守ると同時に、キャプテンにより大きな責任を与えることを目的として試行される。

実施手順

進め方は次のとおり:

- 主審はどの段階でも「キャプテンオンリー」の実施手順を開始することができるが、これは重大な決定の後に使用されたり、大きな対立を防ぐために使用される可能性が最も高い。
- 主審は笛を吹き、次の新しいシグナルを使用して「キャプテンオンリー」の実施手順を開始する。
 - 両腕を頭上に上げ、手首のところで交差させる。
 - 腕の交差を解き、手のひらを開いた状態で体の前に動かし、前方に押し出す動作で競技者が近づいてはならないことを示す。
- 必要に応じて、主審はキャプテンオンリーゾーンを確保するために競技者から離れることがある。
- キャプテンオンリーゾーンは、主審の周囲4メートル(4.5ヤード)におよぶ。
- (キャプテンとして)識別できるアームバンドを着用したチームキャプテン以外の競技者は、キャプテンオンリーゾーンに入ることができない。
- キャプテンには、キャプテンオンリーゾーンを尊重し、主審から少なくとも4m(4.5ヤード)離れた状態であることをチームメイトに促すというある程度の責任がある。
- キャプテン以外の競技者がキャプテンオンリーゾーンに入った場合、反則した競技者は行動による異議として警告(イエローカード)されるべきである。
- 同じチームの複数の競技者がキャプテンオンリーゾーンに入った場合、少なくとも1人の競技者は警告(イエローカード)されなければならない。通常、警告の対象となるのは、キャプテンオンリーゾーンに入ることが認められていないにもかかわらず入った最初の競技者、または近づき方が最も攻撃的な競技者である。



Captain only zone

- 同じチームの複数の認められていない競技者がキャプテンオンリーゾーンに入った場合、試合後に関係機関に報告しなければならない。*
 - キャプテンは敬意を持って主審に近づき、対話しなければならない。これを守れない場合、懲戒の罰則が与えられることがある。
 - 主審は、キャプテンと対話した後、キャプテンが自チームの競技者に主審の決定を説明したり、適切な行動を取るよう求めることなどについて話す時間を与えるため、再開を遅らせる決定をすることがある。
- * チームの複数の競技者がキャプテンオンリーゾーンに入った状況に対処するため、競技会主催者が罰則を設けておくことを強く推奨する。

許可、実施体制およびフィードバック

この試行は、国内上位2つのリーグ、または各国の「A」代表のチームが関わらない競技会でのみ実施できる。

この実施手順のすべてに従わなければならない、IFAB の書面による承認がない限り、変更は認められない。

競技会主催者は、各国協会あるいは大陸連盟の(いずれか適切な方)を通じて、どの競技会が参加するかを示して、試行への参加許可をIFABに申請しなければならない、また、IFAB からその他の情報を求められる場合がある。

競技会主催者が確約した必須の事柄をすべて満たしていれば、通常、IFABは試行への参加を許可する。これには、試行の評価ができるようなフィードバック、および情報やデータの提供(IFAB からの要求があった場合)の要件が含まれる。

試行の詳細、または参加の申込みは trials@theifab.com に問い合わせること。